

基礎法務研修（法に明るい職員を目指して）

【合同研修】

～ どんな行政分野にも必要となる基礎的な法務能力を身に付ける～

目 的	地域の課題を解決し、住民福祉の向上を図るためには、現行法令を適法かつ効果的に解釈・適用するとともに、各自治体の事情に合った条例・規則を制定する必要がある。当研修では、法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、体系的に解説することにより、参加者の基礎的な法務能力の向上を目的とする			
内 容	講師著「自治体法務の基礎と実践」を用いて、法律や条例等を使いこなすために基礎となる「法的な考え方」を身に付ける。			
実施年月日	令和3年 8月 3日（火）	定 員	70名（市町村職員48名 県職員22名）	
対 象 者	（市町村） 採用2年目～係長等の職員 （県） 中堅・係長級キャリアアップ研修対象者で、受講を希望する職員			
実 施 場 所	大分県自治人材育成センター			
推 薦 期 限	令和3年 6月30日（水）	《第8回》	経 費 内 訳	内 訳 表 1
指定ホテル	-		そ の 他 留 意 事 項	-
研 修 講 師 （プロフィール）	<p>【北九州政策法務自主研究会（北九州市職員） 森 幸二（もり こうじ）氏】</p> <p>北九州市職員。政策法務、公平審査担当、議員立法案を歴任。 2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人。北九州市、熊本市、中津市などで定例の研究會を開催。九州各県を中心に多くの自治体で職員・議員の法務研修講師（地方自治研究機構、全国町村会など）。他に、条例制定支援、法務相談、自治体法務に関する執筆を行う。</p> <p><主な著書> 『自治体法務の基礎と実践』（ぎょうせい） 『1万人が愛したはじめての自治体法務テキスト』（第一法規） 『自治体法務の基礎から学ぶ 指定管理者制度の実務』（ぎょうせい）</p>			
受 講 者 の 声	<ul style="list-style-type: none"> ・入庁してすぐだと必要性がわからないまま勉強することになりそうですが、1年たったくらいで勉強できると仕事に活かすことができ、基本を学べると思いました。 ・法令は、自分が行う業務の根拠づけを行う手段と考えていましたが、法令の本来の目的に即した運用が重要だと理解した。 ・今まで抱いていた「法務」とはまったく違った視点での内容であり、良い意味での驚きがあり、有意義な時間だった。 ・伝えたいこと、学んでもらいたいポイントを押さえていて、わかりやすくユーモアを交えながら印象に残る説明でした。 			
備 考	令和元年度に市町村職員の新採用職員研修で実施した「基礎法務」と同じ内容です。推薦をする場合は注意してください。			

時 間 割

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
		8:50	20	30					15	30	
1 日 目	受 付	オリエンテーション	1. 入門編 ・〇〇法や××条例を学ぶ前に （法的な考え方） ・法の解釈適用～理論と実践～ ・条例・規則・要綱のしくみ ・契約と行政処分のしくみ			昼 食	2. 基礎編 ・行政組織のしくみ ・委託と補助のしくみ ・財産管理・指定管理者制度のしくみ ・債権管理のしくみ ・住民のための法務とは			ア ン ケ ー ト ・ 開 講	

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。